

沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル（以下「発生抑制等」という。）を促進し、環境負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の形成及び離島における産業廃棄物の適正処理（以下「離島産廃適正処理」という。）の促進を図るため、県内の事業者等に対し、予算の範囲内において、産業廃棄物の発生抑制等に係る施設設備の整備や研究、技術開発に要する経費及び離島産廃適正処理に資する施設設備の整備に要する経費について、補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

2 この要綱において「大学等の研究機関」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（附属研究機関を含む。）及び高等専門学校並びに地方公共団体が設置する研究機関及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人のうちの研究機関であるものをいう。

3 この要綱において、「離島」とは、沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に定めるとおりとする。

(1) 施設設備整備事業

産業廃棄物の発生抑制等に資する施設設備の整備

(2) 研究開発事業

産業廃棄物の発生抑制等に資する研究開発

(3) 離島産廃適正処理推進事業

離島産廃適正処理に資する施設設備の整備（第1号に該当するものは除く。）

(補助事業者)

第4条 施設設備整備事業の補助事業者は、次に掲げる者とする。

(1) 県内に事業所を有する事業者

(2) 主に前号の事業者で構成される法人格を有する団体

2 研究開発事業の補助事業者は、次に掲げる者とする。

(1) 県内に事業所を有する事業者

(2) 主に前号の事業者で構成される法人格を有する団体

(3) 県内の大学等の研究機関（県の機関を除く）

3 離島産廃適正処理推進事業の補助事業者は、次に掲げる者とする。

(1) 廃掃法第14条第1項、同条第6項、第14条の4第1項、同条第6項又は第15条の4の3のいずれかの許可又は認定を受けており、かつ、県内に事業所を有する事業者と

する。

(2) 離島を有する市町村であって、離島において産業廃棄物の処理を行うもの

4 前3項に掲げる補助事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 県内で、補助事業を行う者であること。

(2) 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること。

(3) 補助事業の実施にあたり、廃掃法又はその他の法令、要綱等に基づく許可、協議等の手続が必要であるときは、当該手続を行っていること。

(補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第5条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費で別表1に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助率及び補助上限額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金交付申請は、様式第1号によるものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、規則第4条の規定に基づく交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書により申請書が提出されたものについて交付の決定をした場合は、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 補助事業者等は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項に定める軽微な変更とは、補助事業に要する経費の配分で20%以内の金額の変更をしようとする場合をいう。

3 規則第4条の規定は、前項の申請を受けて交付決定の内容等の変更を決定する場合に準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、様式第5号によるものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第6号によるものとする。

2 第1項の実績報告の提出期限は、補助事業の完了した日(第10条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して25日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書の提出に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その変更された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 規則第16条第2項に規定する返還の期限は、当該返還命令の日から20日以内とする。

(補助金の請求)

第15条 補助金は、原則として精算払いとし、知事が特に必要があると認めた場合に限り概算払いできるものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは補助金精算(概算)払交付請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、第14条の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、その限りでない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返

還を命ずるものとする。

3 前項の消費税等仕入控除税額の返還については、規則第17条第4項の規定を準用する。

(経過報告)

第17条 第4条第1項に係る補助事業者は、補助事業完了後も産業廃棄物の発生抑制等を推進するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の産業廃棄物の発生抑制等の状況を記載した補助事業経過報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項に係る補助事業者は、補助事業の成果を事業化するよう努めるとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況を記載した補助事業経過報告書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

3 第4条第3項に係る補助事業者は、補助事業完了後も離島産廃適正処理を推進するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の産業廃棄物の処理の状況を記載した補助事業経過報告書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、必要に応じて、補助事業者に、経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

5 補助事業者は、前4項に定める報告書に係る証拠書類を、当該報告に係る会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(工業所有権等に関する届出)

第18条 第4条第2項に定める補助事業者は、補助事業に基づく発明・考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等(以下「工業所有権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はこれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、補助金に係る工業所有権取得等届出書(様式第12号)を知事に提出するものとする。

(財産の管理及び制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産管理台帳(様式第13号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第20条の規定により知事が定める財産の種類は、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産とし、あらかじめ、取得財産処分承認申請書(様式第14号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、知事は、補助事業者が取得財産の処分をすることにより、収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 1 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行し、令和 4 年度の補助事業から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。

別表 1

| 事業区分 | 補助対象経費 | |
|--------------|------------|---|
| | 経費区分 | 内容 |
| 施設設備整備事業 | 直接工事費 | 施設設備の設置に必要な直接経費 |
| | 間接工事費 | 運搬費、準備費、仮設費等の経費 |
| | 付帯工事費 | 施設設備の付帯工事のうち、敷地外周の門、困障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事に要する経費 |
| | 調査費 | 工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計等に要する経費 |
| | 機械器具費 | 機械装置、工具器具の製造、購入等に要する経費 |
| | その他の経費 | その他知事が特に必要と認める経費 |
| 研究開発事業 | 原材料費 | 原材料及び副資材の購入に要する経費 |
| | 構築物費 | 構築物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 |
| | 機械装置、工具器具費 | 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 |
| | 外注委託費 | 研究開発に必要な機械装置の設計、加工、部品の作成・組立、試料の製造・分析等の外注経費 |
| | 技術指導受入費 | 技術指導の受入に要する経費 |
| | その他の経費 | その他知事が特に必要と認める経費 |
| 離島産廃適正処理推進事業 | 直接工事費 | 施設設備の設置に必要な直接経費 |
| | 間接工事費 | 運搬費、準備費、仮設費等の経費 |
| | 付帯工事費 | 施設設備の付帯工事のうち、敷地外周の門、困障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事に要する経費 |
| | 調査費 | 工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計等に要する経費 |
| | 機械器具費 | 機械装置、工具器具の製造、購入等に要する経費 |
| | その他の経費 | その他知事が特に必要と認める経費 |

別表 2

| 事業区分 | 補助率 | 補助上限額 |
|--------------|---|---------|
| 施設設備整備事業 | 補助対象経費の2分の1以内 | 1,000万円 |
| 研究開発事業 | ※第4条に掲げる補助事業者が離島で補助事業を行う場合の補助率は、補助対象経費の3分の2以内とする。 | |
| 離島産廃適正処理推進事業 | | |

※算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。